

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)について

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！

【支援の内容】 令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間において、仕事ができなかった日について、1日当たり以下の金額を定額

仕事ができくなった期間	金額（1日当たり定額）*	申請期限
令和3年8月1日～10月31日	6,750円	令和3年12月27日（月）必着
令和3年11月1日～12月31日	6,750円	令和4年2月28日（月）必着
令和4年1月1日～3月31日	令和4年1～2月：5,500円 令和4年3月：4,500円	令和4年5月31日（火）必着

※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に住所を有する方は7,500円（定額）

【支援の対象となる方】 ※（1）～（4）のいずれにも該当する方が対象

（1）保護者であること

- 親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- 上記のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族を含みます。

（2）①又は②の子どもの世話をを行うこと

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○ 「臨時休業等」とは

- 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、
- ・ 小学校等が臨時休業した場合
 - ・ 自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合をいいます。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。

○ 「小学校等」とは

- ・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）
 - ★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- ・ 新型コロナウイルスに感染した子ども
- ・ 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱等の風邪症状のある者、濃厚接触者）
- ・ 医療的ケアが必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

※学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

(3) 小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

- 「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、**仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約**のことをいいます。

契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの**指定の内容や報酬が確認できる**ものが申請には必要となります。

- 契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

- 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること

- 契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること

・ 業務従事や業務遂行の態様（業務の内容など）

・ 業務の場所（業務を行う場所や施設など）

・ 業務の日時（業務を行う予定の日、開始日と終了日など）

- 業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること

・ 時間や日を基礎として計算されるもの

・ 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの

など、作業量や成果物により、報酬が支払われるものが該当します。

(4) 小学校等の臨時休業等により、子どもの世話をするために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に仕事ができなくなったこと

- 「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことです。

業務量、契約期間などから、業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。

- 日曜日、夏休みなどの扱い

(2) ①に該当する子ども

・学校：対象となるのは授業日 ※日曜日や夏休みなどは対象外（夏休み期間が延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象）

・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日が対象

(2) ②に該当する子ども

・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために仕事を取りやめた日

- 支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金センター
0120-603-999（受付時間：9:00～21:00）※土日・祝日含む

- 申請書の提出先

〒137-8691 新東京郵便局私書箱132号

臨時休業 個人委託 検索

学校等休業助成金・支援金受付センター（厚生労働省の委託事業者）

必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。

（宅配便などは受付不可）

※表面の申請期限内に提出ください。消印が申請期間内でも、受付センターへの到達日が申請期間を超過していた場合は申請期間内に申請したとは認められませんので、ご留意ください。

※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はセンターにご連絡下さい。）
(支援金HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。